別紙

助成金交付申請にかかる確認事項

下記の該当する箇所のにレ点を記入してください。

１　第２条第１項関係

　転入した日から３年以上北秋田市に居住する意思がある。

　この要綱による助成金の申請日前１年は市に住民登録をしていない。

２　第３条第１項関係

　移住に伴い、秋田県外から市に転入し、現に市の住民基本台帳に住民登録している者である。

　NPOあきた移住定住総合支援センターの会員である。

　秋田ふるさと定住機構の登録者である。

　転勤による転入でない。

　生活保護受給世帯でない。

　公務員（公務員として採用されたための引越しを含む）でない。

　暴力団等反社会的団体関係者でない。

　飲酒、覚醒剤、薬物の使用等により事故を起こし、免許の取り消し処分を受けたことがない。

３　第５条第１項第２号関係

　空き家バンク登録の家屋への移住にあたり、当該家屋にある不要な家財道具の処分の承諾を家屋所有者から得ている。

※同意事項　申請にあたり、住民登録等居住に関して確認することに同意します。

※誓約事項　移住者住まい応援助成金要綱第９条第１項各号のいずれかに該当することとなったときは、返還命令に従い、既に交付を受けた助成金の全部を返還します。

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印